日調連発第２６９号
平成２７年１２月２５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第８７３号
平成２７年１２月１７日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公　印　省　略）

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の施行に伴い，平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し，平成２８年１月１日から実施することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第３３条第５項中「当該文書」の下に「（国民年金手帳（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。）にあっては基礎年金番号（同法第１４条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き，個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）にあってはその裏面を除く。）」を，「内容」の下に「（基礎年金番号及び個人番号（同条第５項に規定する個人番号をいう。）を除く。）」を加える。

別記第５１号様式を別紙のように改める。

別記第５１号（第３３条第３項関係）　　別紙

本人確認調書

調査年月日		平成　　年　　月　　日
調査担当者		㊞
調査対象の登記		受付の年月日【平成　　年　　月　　日】 受付番号【第　　号】 登記の目的【　　】
調査対象者（申請人）		住所 氏名 ☐登記義務者　☐登記権利者　☐その他（　　）
申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当の理由の概要		
調査内容	調査の相手方	☐本人　☐資格者代理人（氏名　　）　☐その他（　　）
	調査方法	☐面談による調査（　年　月　日　午前・午後　時　分） ☐電話による事情聴取（　年　月　日　午前・午後　時　分） ☐資料の提出 ☐その他（　　）
	確認資料 ☐原本（注１） ☐写し（注１）	①運転免許証　②在留カード　③特別永住者証明書 ④個人番号カード（注２）　⑤住民基本台帳カード　⑥旅券 ⑦被保険者証（注３）　⑧共済組合員証 ⑨国民年金手帳（注４） ⑩その他（　　）
調査結果	申請の権限の有無の判断	申請の権限が　☐ある。 ☐ない。
	理由	
証拠資料		☐確認資料の写し（注１） ☐その他（　　）

（注１）　確認した資料の番号を記載する。
（注２）　裏面の写しは作成しない。また，個人番号は記載しない。
（注３）　被保険者証の種類を記載する。
（注４）　写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また，基礎年金番号は記載しない。

不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号法務省民事局長通達）の一部改正　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（登記官による本人確認） 第３３条　（略） ２～４　（略） ５　登記官は，文書等の提示を求めた場合は，提示をした者の了解を得て，当該文書（国民年金手帳（国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１３条第１項に規定する国民年金手帳をいう。）にあっては基礎年金番号（同法第１４条に規定する基礎年金番号をいう。以下この項において同じ。）が記載された部分を除き，個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）にあってはその裏面を除く。）の写しを作成し，本人確認調書に添付するものとする。ただし，了解を得ることができない場合にあっては，文書の種類，証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容（基礎年金番号及び個人番号（同条第５項に規定する個人番号をいう。）を除く。）を本人確認調書に記録すれば足りる。	（登記官による本人確認） 第３３条　（同左） ２～４　（同左） ５　登記官は，文書等の提示を求めた場合は，提示をした者の了解を得て，当該文書の写しを作成し，本人確認調書に添付するものとする。ただし，了解を得ることができない場合にあっては，文書の種類，証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容を本人確認調書に記録すれば足りる。

別記第５１号（第３３条第３項関係）

本人確認調書

調査年月日		平成　　年　　月　　日
調査担当者		㊞
調査対象の登記		受付の年月日【平成　　年　　月　　日】 受付番号【第　　号】 登記の目的【　　】
調査対象者（申請人）		住所 氏名 □登記義務者　□登記権利者　□その他（　　）
申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当の理由の概要		
調査内容	調査の相手方	□本人　□資格者代理人（氏名　　）　□その他（　　）
	調査方法	□面談による調査（　月　日　午前・午後　時　分） □電話による事情聴取（　月　日　午前・午後　時　分） □資料の提出 □その他（　　）
	確認資料 □原本（注１） □写し（注１）	①運転免許証　②在留カード　③特別永住者証明書 ④個人番号カード（注２）　⑤住民基本台帳カード　⑥旅券 ⑦被保険者証（注３）　⑧共済組合員証 ⑨国民年金手帳（注４） ⑩その他（　　）
調査結果	申請の権限の有無の判断	申請の権限が　□ある。 □ない。
	理由	
証拠資料		□確認資料の写し（注１） □その他（　　）

（注１）　確認した資料の番号を記載する。
（注２）　裏面の写しは作成しない。また，個人番号は記載しない。
（注３）　被保険者証の種類を記載する。
（注４）　写しの基礎年金番号部分は塗抹する。また，基礎年金番号は記載しない。

別記第５１号（第３３条第３項関係）

本人確認調書

調査年月日		平成　　年　　月　　日
調査担当者		㊞
調査対象の登記		受付の年月日【平成　　年　　月　　日】 受付番号【第　　号】 登記の目的【　　】
調査対象者（申請人）		住所 氏名 □登記義務者　□登記権利者　□その他（　　）
申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当の理由の概要		
調査内容	調査の相手方	□本人　□資格者代理人（氏名　　）　□その他（　　）
	調査方法	□面談による調査（　月　日　午前・午後　時　分） □電話による事情聴取（　月　日　午前・午後　時　分） □資料の提出 □その他（　　）
	確認資料 □原本（注１） □写し（注１）	①運転免許証　②在留カード　③特別永住者証明書 ④住民基本台帳カード　⑤旅券 ⑥被保険者証（注２）　⑦共済組合員証 ⑧国民年金手帳 ⑨その他（　　）
調査結果	申請の権限の有無の判断	申請の権限が　□ある。 □ない。
	理由	
証拠資料		□確認資料の写し（注１） □その他（　　）

（注１）　確認した資料の番号を記載する。
（注２）　被保険者証の種類を記載する。

日調連発第２７１号
平成２７年１２月２５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

別添

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第８７４号
平成２７年１２月１７日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）附則第１条第４号に掲げる規定，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２５年法律第２８号。以下「番号利用法整備法」という。）附則第３号に掲げる規定及び戸籍法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年法務省令第５１号。以下「改正省令」という。）が平成２８年１月１日から施行されることとなり，本日付け法務省民二第８７３号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について」（以下「改正準則」という。）を発出したところですが，これらに伴う不動産登記事務の取扱いについては，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本通達中，「国民年金法」とあるのは番号利用法整備法第１０条の規定による改正後の国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）を，「住基法」とあるのは番号利用法整備法第１９条の規定による改正後の住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）を，「旧住基法」とあるのは同条の規定による改正前の住民基本台帳法を，「公的個人認証法」とあるのは番号利用法整備法第３１条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）を，「旧公的個人認証法」

とあるのは同条による改正前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律を，「不登規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）を，「準則」とあるのは改正準則による改正後の不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達）をそれぞれいいます。

記

第１　個人番号カード及び公的個人認証法の規定による署名用電子証明書

１　個人番号カード

(1) 個人番号カードの交付

市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は，当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者に対し，その者の申請により，その者に係る個人番号カードを交付するものとされた（番号利用法第２条第７項，第１７条第１項）。

また，個人番号カードの様式は，別添のとおりとされた（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成２６年総務省令第８５号）別記様式第２）。

(2) 住民基本台帳カードの廃止

ア　住民基本台帳カード（旧住基法第３０条の４４第１項）は廃止するものとされた（番号利用法整備法第１９条）。

イ　既に交付されている住民基本台帳カードは，その有効期間が満了するなど旧住基法第３０条の４４第９項の規定によりその効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は，個人番号カードとみなして住基法の規定を適用するものとされた（番号利用法整備法第２０条第２項）。

なお，住民基本台帳カードの交付を受けている者が個人番号カードの交付を受けた場合には当該住民基本台帳カードを返納しなければならないものとされている（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平

成２７年政令第３０１号）附則第２条第１項の規定により読み替えて適用される同令第１条の規定による改正前の住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の２１第２項）。

２　公的個人認証法の規定による署名用電子証明書

住民基本台帳に記録されている者は，その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長を経由して，地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対して，自己に係る署名用電子証明書の発行の申請をすることができるものとされ，機構は，機構が電子署名を行った当該申請に係る署名用電子証明書を発行するものとされた（公的個人認証法第３条第１項，第６項）。

旧公的個人認証法第３条第６項の規定により都道府県知事が発行した電子証明書は，公的個人認証法第３条第６項の規定により機構が発行した署名用電子証明書とみなすものとされた（番号利用法整備法第３２条第１項）。

第２　個人番号カード等に係る不動産登記事務の取扱い

１　資格者代理人から提供された本人確認情報の取扱い

(1) 個人番号カード

上記第１の１の改正に伴い，不登規則第７２条第２項第１号に掲げる書類のうち，住民基本台帳カードを個人番号カードに変更するものとされた。

(2) 住民基本台帳カード

不登規則第７２条第２項第１号（他の省令において準用する場合を含む。）の適用については，既に交付されている住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令（平成２７年総務省令第７６号）第５条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則（平成１１年自治省令第３５号）別記様式第２の様式によるものに限る。以下(2)において同じ。）は，その有効期間が満了し，又は個人番号カードの交付を受けるなど旧住基法第３０条の４４第９項の規定によりその効力を失う時までの間

は，個人番号カードとみなすものとされた（改正省令附則第２条第３号）。

したがって，この場合には，資格者代理人から提供された本人確認情報について，資格者代理人が申請人から提示を受けた書類が住民基本台帳カードであるときであっても，不登規則第７２条第２項第１号に掲げる書類の提示を受けたものとして取り扱うものとする。

２　登記官による本人確認資料の取扱い

個人番号カードは，行政事務の処理における本人確認の簡易な手段であることから（番号利用法第３条第３項），登記官が，不登法第２４条第１項の規定による本人確認を行う場合において，個人番号カードの提示又はその写しの提供を受けたときは，これを本人確認資料として取り扱うことができる。また，上記第１の１(2)イのとおり，個人番号カードとみなされた住民基本台帳カードについても本人確認資料として取り扱うことができるものとする。

３　特定個人情報の収集制限等

(1) 個人番号

個人番号カードの裏面には個人番号（番号利用法第２条第５項）が記載されているところ，特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。番号利用法第２条第８項）は収集し，又は保管してはならないとされていることから（番号利用法第２０条），本人確認調書の作成に当たっては，個人番号カードの裏面の写しは作成しないものとし，また，個人番号は記録しないものとする。

(2) 基礎年金番号

基礎年金番号（国民年金法第１４条）は，同法第１０８条の４の規定により告知を求めること等が禁止されていることから，本人確認調書の作成に当たっては，国民年金手帳（同法第１３条第１項）の写しの基礎年金番号部分は塗抹するものとし，また，基礎年金番号は記録しないものとする。

第３　公的個人認証法の規定による署名用電子証明書に係る不動産登記事務の取扱い

１　公的個人認証法の規定による署名用電子証明書

上記第１の２の改正に伴い，不登規則第４３条第１項第１号に規定する電子証明書について，旧公的個人認証法第３条第１項の規定に基づき作成された電子証明書を公的個人認証法第３条第１項の規定に基づき作成された署名用電子証明書に変更するものとされた。

２　旧公的個人認証法の規定による電子証明書

公的個人認証法第３条第６項の規定により機構が発行した署名用電子証明書とみなされた旧公的個人認証法第３条第１項の規定に基づき作成された電子証明書は，不登規則第４３条第１項第１号に規定する署名用電子証明書として取り扱うものとする。

別添

別記様式第２（第25条関係）

（表）

氏　名　　個人番号
住　所　　カード

性別

写

真

年　月　日生　　年　月　日まで有効
交付地市町村長名

（裏）

個人番号
氏　　名

年　月　日生

図形

備考１　大きさは、縦53.92㎜以上54.03㎜以下、横85.47㎜以上85.72㎜以下とする。
２　半導体集積回路を組み込む。
３　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。
４　表面には追記欄を設ける。
５　裏面中「図形」の部分については、総務大臣が定める技術的基準によるものとする。

日調連発第２７３号
平成２７年１２月２５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記規則の一部改正について（参考送付）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 25 年法律第 28 号)の施行に伴う標記規則の一部改正について、法務省民事局民事第二課から別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

○法務省令第五十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、戸籍法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月四日

法務大臣　岩城　光英

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令

（戸籍法施行規則の一部改正）

第一条　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一号中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードのうち住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式に掲げるもの」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改め、同条第二号イ中「、住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードのうち住民基本台帳法施行規則別記様式第一の様式に掲げるもの」を削る。

第七十九条の三第四項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

（供託規則の一部改正）

第二条　供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項第二号中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に限る。）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）」に改める。

第三十九条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

（商業登記規則の一部改正）

第三条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項第一号ロ及び第百二条第三項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

（動産・債権譲渡登記規則の一部改正）

第四条　動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項第二号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

（後見登記等に関する省令の一部改正）

第五条　後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に改める。

（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の一部改正）

第六条　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「の電子証明書」を「の署名用電子証明書」に改める。

（不動産登記規則の一部改正）

第七条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

第七十二条第二項第一号中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。ただし、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　次に掲げる省令の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（旧住民基本台帳法施行規則別記様式第一の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

一　第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第一号

二　第二条の規定による改正後の供託規則第二十六条第三項第二号

三　第七条の規定による改正後の不動産登記規則第七十二条第二項第一号（他の省令において準用する場合を含む。）

第三条　第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第二号の規定の適用については、旧住民基本台帳法第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（旧住民基本台帳法施行規則別記様式第一の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、第一条の規定による改正後の戸籍法施行規則第十一条の二第二号イに掲げる書類とみなす。

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令案　新旧対照条文

目　次

○ 戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）（第一条関係）……1
○ 供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）（第二条関係）……3
○ 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）（第三条関係）……5
○ 動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）（第四条関係）……7
○ 後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）（第五条関係）……8
○ 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）（第六条関係）……9
○ 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）（第七条関係）……10

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第十一条の二　戸籍法第十条の三第一項の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。 一　戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項又は第二項の請求をする場合には、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表第一に掲げる国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼り付けたもののうち、いずれか一以上の書類を提示する方法 二　戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法	第十一条の二　戸籍法第十条の三第一項の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。 一　戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項又は第二項の請求をする場合には、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券、同法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、別表第一に掲げる国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードのうち住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式に掲げるもの又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼り付けたもののうち、いずれか一以上の書類を提示する方法 二　戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法

） イ　国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類 ロ　（略） 三～五　（略） 第七十九条の三　（略） ②・③　（略） ④　前三項の規定により電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。 一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成されたもの 二・三　（略）	） イ　国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードのうち住民基本台帳法施行規則別記様式第一の様式に掲げるもの、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類 ロ　（同上） 三～五　（同上） 第七十九条の三　（同上） ②・③　（同上） ④　前三項の規定により電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。 一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成されたもの 二・三　（同上）

（傍線の部分は改正部分）

○　供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）（第二条関係）

改正案	現行
（印鑑証明書の添付） 第二十六条　（略） 2　（略） 3　前二項の規定は、次の場合には適用しない。 一　（略） 二　払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。）その他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）により、その者が本人であることを確認することができるとき。 三～五　（略） （電子情報処理組織による供託等の方法） 第三十九条　（略） 2　（略）	（印鑑証明書の添付） 第二十六条　（同上） 2　（同上） 3　前二項の規定は、次の場合には適用しない。 一　（同上） 二　払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードで住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二に限る。）、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。）その他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）により、その者が本人であることを確認することができるとき。 三～五　（同上） （電子情報処理組織による供託等の方法） 第三十九条　（同上） 2　（同上）

3　申請人等は、前二項の情報（第一項の情報にあつては、前条第二号の規定による払渡しの請求に係るものに限る。）を送信するときは、当該情報の作成者が電子署名を行つたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。	3　申請人等は、前二項の情報（第一項の情報にあつては、前条第二号の規定による払渡しの請求に係るものに限る。）を送信するときは、当該情報の作成者が電子署名を行つたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。
一　（略）	一　（同上）
二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定により作成された署名用電子証明書	二　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定により作成された電子証明書
三　（略）	三　（同上）
4～6　（略）	4～6　（同上）

○　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（申請書に添付すべき電磁的記録） 第三十六条　（略） ２・３　（略） ４　第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。 一　委任による代理人の権限を証する情報　次に掲げる電子証明書のいずれか イ　（略） ロ　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定により作成された署名用電子証明書 ハ　（略） 二　（略） ５～７　（略） （登記申請の方法） 第百二条　（略） ２　（略）	（申請書に添付すべき電磁的記録） 第三十六条　（同上） ２・３　（同上） ４　第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。 一　委任による代理人の権限を証する情報　次に掲げる電子証明書のいずれか イ　（同上） ロ　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定により作成された電子証明書 ハ　（同上） 二　（同上） ５～７　（同上） （登記申請の方法） 第百二条　（同上） ２　（同上）

3　申請人等（委任による代理人を除く。）が登記の申請をする場合において、申請書情報を送信するときは、当該申請人等が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。	3　申請人等（委任による代理人を除く。）が登記の申請をする場合において、申請書情報を送信するときは、当該申請人等が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。
一　（略）	一　（同上）
二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項の規定により作成された署名用電子証明書	二　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項の規定により作成された電子証明書
三・四　（略）	三・四　（同上）
4～6　（略）	4～6　（同上）

（傍線の部分は改正部分）

○　動産・債権譲渡登記規則（平成十年法務省令第三十九号）（第四条関係）

改正案	現行
（登記申請の方法） 第二十六条　（略） 2・3　（略） 4　申請人等は、前三項の情報を送信するときは、当該情報の作成者が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であって次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。 一　（略） 二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定により作成された署名用電子証明書 三　（略） 5～7　（略）	（登記申請の方法） 第二十六条　（同上） 2・3　（同上） 4　申請人等は、前三項の情報を送信するときは、当該情報の作成者が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であって次のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。 一　（同上） 二　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定により作成された電子証明書 三　（同上） 5～7　（同上）

○　後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（登記申請の方法） 第二十三条　（略） 2　（略） 3　前二項の電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。 一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成されたもの 二・三　（略）	（登記申請の方法） 第二十三条　（同上） 2　（同上） 3　前二項の電子署名が行われた情報を送信するときは、当該電子署名に係る電子証明書（当該電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。以下同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものを併せて送信しなければならない。 一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成されたもの 二・三　（同上）

○　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（電磁的記録の認証） 第九条　法第六十二条ノ六第三項の認証の付与の嘱託は、嘱託人が、認証を受けようとする情報について電子署名を行い、かつ、これに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の署名用電子証明書その他自己が電子署名を行ったことを確認するために必要な事項を証明するために作成された電磁的記録であって法務大臣が指定するもの（第十五条第一項において「電子証明書」という。）を付した上で、これを電気通信回線により指定公証人に送信してするものとする。 ２～７　（略）	（電磁的記録の認証） 第九条　法第六十二条ノ六第三項の認証の付与の嘱託は、嘱託人が、認証を受けようとする情報について電子署名を行い、かつ、これに電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の電子証明書その他自己が電子署名を行ったことを確認するために必要な事項を証明するために作成された電磁的記録であって法務大臣が指定するもの（第十五条第一項において「電子証明書」という。）を付した上で、これを電気通信回線により指定公証人に送信してするものとする。 ２～７　（同上）

○　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（電子証明書） 第四十三条　令第十四条の法務省令で定める電子証明書は、第四十七条第三号イからニまでに掲げる者に該当する申請人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。同条第二号及び第三号並びに第四十九条第一項第一号及び第二号において同じ。）が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行った場合にあっては、次に掲げる電子証明書とする。ただし、第三号に掲げる電子証明書については、第一号及び第二号に掲げる電子証明書を取得することができない場合に限る。 一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成された署名用電子証明書 二～四　（略） 2　（略） （資格者代理人による本人確認情報の提供） 第七十二条　（略） 2　前項第三号に規定する場合において、資格者代理人が申請人について確認をするときは、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類及び有効期間又は有効期限のある第三号に掲げる書類にあっては、資格者代理人が提示を受ける日にお	（電子証明書） 第四十三条　令第十四条の法務省令で定める電子証明書は、第四十七条第三号イからニまでに掲げる者に該当する申請人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。同条第二号及び第三号並びに第四十九条第一項第一号及び第二号において同じ。）が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行った場合にあっては、次に掲げる電子証明書とする。ただし、第三号に掲げる電子証明書については、第一号及び第二号に掲げる電子証明書を取得することができない場合に限る。 一　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定に基づき作成された電子証明書 二～四　（同上） 2　（同上） （資格者代理人による本人確認情報の提供） 第七十二条　（同上） 2　前項第三号に規定する場合において、資格者代理人が申請人について確認をするときは、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類及び有効期間又は有効期限のある第三号に掲げる書類にあっては、資格者代理人が提示を受ける日にお

いて有効なものに限る。

一　運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該申請人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）、在留カード（同法第十九条の三に規定する在留カードをいう。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条に規定する特別永住者証明書をいう。）又は運転経歴証明書（道路交通法第百四条の四に規定する運転経歴証明書をいう。）のうちいずれか一以上の提示を求める方法

二・三　（略）

3　（略）

いて有効なものに限る。

一　運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、住民基本台帳カード（住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。ただし、住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）、旅券等（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をいう。ただし、当該申請人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）、在留カード（同法第十九条の三に規定する在留カードをいう。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条に規定する特別永住者証明書をいう。）又は運転経歴証明書（道路交通法第百四条の四に規定する運転経歴証明書をいう。）のうちいずれか一以上の提示を求める方法

二・三　（同上）

3　（同上）